

太田市ペイジー口座振替受付サービス（収納機関受付方式）事務取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、太田市長が定めた指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「指定金融機関等」という。）が、太田市市税等口座振替事務取扱要綱（平成17年3月28日太田市制定）に規定する口座振替を取り扱う際に、ペイジー口座振替受付サービス（収納機関受付方式）（以下「本サービス」という。）による受付事務を行う場合の太田市及び指定金融機関等の事務取扱に必要な事項を定めることで、市民の利便性向上、収納率向上、口座振替事務の電子化及び事務の効率化を図ることを目的とする。

（遵守事項）

第2条 太田市及び指定金融機関等は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という。）が定める各種規約を遵守する。

（口座振替受付事務の範囲）

第3条 太田市及び指定金融機関等は、運営機構が定める収納機関規約（地方公共団体編）（以下「規約」という。）第4条の規定に従い本サービスを取り扱うものとし、取扱いに当たっては規約の関係条項を適用するものとする。

（取扱手数料等）

第4条 太田市は、指定金融機関等が本サービスを提供することに伴う次に掲げる取扱手数料等及びこれにかかる消費税相当額を支払うこととし、その価格及び支払方法は太田市と指定金融機関等が協議し別途定める。

- (1) 初期導入手数料（サービス提供金融機関1行あたり）
- (2) 取扱手数料（受付1件あたり）

（システム登録手続）

第5条 太田市は、本サービスを取り扱うに当たり必要なシステムへの登録手続に係るシステム条件確認書を作成し、指定金融機関等に示すものとする。

（太田市の取扱い）

第6条 本サービスにおいて、太田市は規約第4条第3項に定める対応をとるものとする。

- 2 本サービスにおける利用者の本人確認は、太田市が責任をもって行うものとし、暗証番号の入力については必ず本サービスの利用者に行わせるものとする。
- 3 本サービスにおいては、使用する端末の画面において太田市の名称や口座振替の対象となる公金の種類等の運営機構所定の事項を表示し、本サービスの利用者の確認を求めるものとする。

4 本サービスにおいては、太田市市税等口座振替事務取扱要綱第6条の規定にかかわらず、本サービスの利用者から口座振替依頼書の提出を受けないものとする。

(指定金融機関等の取扱い)

第7条 指定金融機関等は、本サービスにより市の端末から送信されるカードの電磁的記録及び暗証番号に基づき、各金融機関所定の方法により、カードの真正性及び暗証番号の同一性を確認の上、口座振替の申込みを受けるものとする。

2 指定金融機関等は、前項により申込みを受けた口座振替の収納事務において、納付者に対し領収書を発行しないものとする。

(協議事項)

第8条 本要綱又は運営機構が定める各種規約類において定めのない事項又は疑義がある事項については、太田市、指定金融機関等間の協議をもって定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。